

## 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

## 2025 年度 鋼船規則等制定改廃報告

### 1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り，人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として，種々の技術規則を整備する。  
具体的には，下記に示す6項目に基づき，迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

**研究開発成果の反映**：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。

**損傷からのフィードバック**：損傷の再発防止を目的として，船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。

**業界からの要望等への対応**：業界と幅広く意見交換を実施し，得られた要望等を参考に，より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。

**国際条約への対応**：日本政府代表团又は IACS の一員として国際海事機関（IMO）の条約改正等に貢献するとともに，策定された条約等を前広に規則に取入れる。

**IACS 統一規則等への対応**：IACS における統一規則等の制定改廃作業において，より合理的な規則となるよう主導するとともに，採択された IACS 統一規則（UR）及び IACS 統一解釈（UI）を前広に規則に取入れる。

**国内法への対応**：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い，遅滞無く規則に取入れる。

### 2. 2025 年度鋼船規則等制定改廃報告

図 1 に示すように，上記 6 項目を基本として，表 1 に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行った。

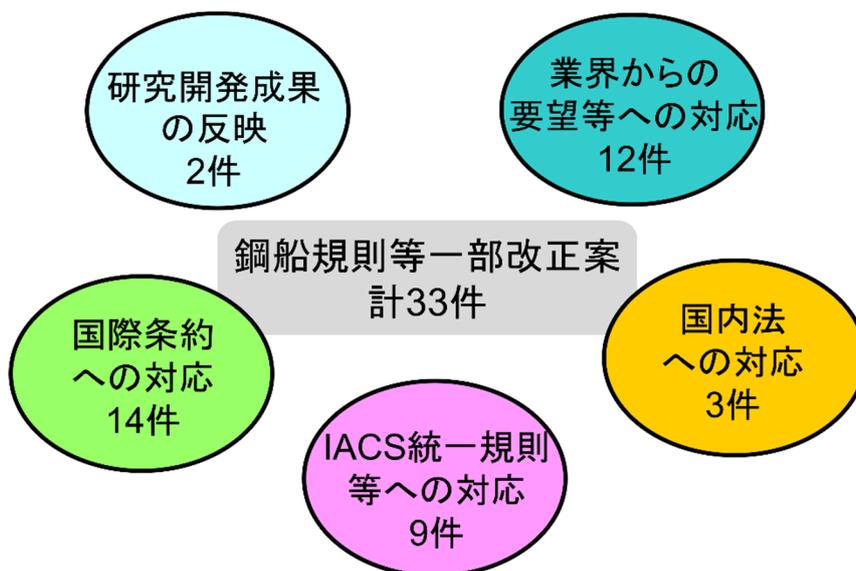


図 1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

改正理由			
研究:	研究開発成果の反映	条約:	国際条約への対応
損傷:	損傷からのフィードバック	IACS:	IACS 統一規則等への対応
業界:	業界からの要望等への対応	法令:	国内法への対応

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
1*	鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編一部改正案 (ラッシングソフトウェア)	2025 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶 (全面 改正される前の C 編適用船 も含む) に適用	—					○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
2*	鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (コンテナ固縛設備の承認)	(1) 鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶(全面改正される前の C 編適用船も含む)に適用  (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶(全面改正される前の C 編適用船も含む)に搭載される固縛用金物に適用	—					○	
3*	鋼船規則 C 編及び関連検査要領一部改正案 (コンテナ支持構造物の構造強度)	2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船も含む) に適用	—	○		○			
4*	鋼船規則 C 編及び関連検査要領一部改正案 (鋼船規則 C 編関連 (2024 年改正 2) )	制定日から 6 ヶ月後の日以降に建造契約が行われる船舶に適用。ただし, 申出により先取りで適用可。	—	○		○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
5*	鋼船規則 K 編及び M 編並びに関連検査要領一部改正案 (降伏点及び耐力の表記の統一)	制定日から施行				○			
6	鋼船規則検査要領 K 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (圧延鋼材の引張試験片形状)	制定日から施行				○			
7*	鋼船規則 M 編一部改正案 (溶接施工方法及びその施工要領の承認範囲)	制定日以降に申込みのあった試験に適用				○			
8*	鋼船規則 D 編及び K 編並びに関連検査要領一部改正案 (圧力容器の溶接及びステンレス圧延鋼材の適用に関する要件等)	2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 ただし、船舶の所有者からの申出により先取りで適用可	—			○			
9*	海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領及び船舶用原動機放出量確認等規則並びに同実施要領一部改正案 (放出規制海域の追加(カナダ北極海域及びノルウェー海海域) 関連)	2026 年 3 月 1 日から施行					○		

No.	改正案	施行／適用		改正理由						
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	
10	機関予防保全設備規則一部改正案 (設備の規定の見直し)	2025年7月1日から施行								
11	鋼船規則検査要領 R 編及び旅客船規則検査要領一部改正案 (A 類機関区域の頂部の解釈)	2025年7月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—				○	○		
12*	安全設備規則及び関連検査要領一部改正案 (救命設備関連)	次のいずれかに該当する救命設備に適用 (1) 2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される救命設備 (2) 建造契約が無い場合、2026年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される救命設備 (3) 前(1)及び(2)が適用されない船舶にあっては、救命設備の契約上の引き渡し日、又は契約上の引き渡し日が無い場合にあっては実際に引き渡される日が2026年1月1日以降の救命設備					○			
13*	鋼船規則 R 編及び関連検査要領一部改正案 (タンカーの貨物タンクにおける安全措置)	鋼船規則検査要領 R 編 R11.6.3 2025年7月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—					○	○	
		鋼船規則 R 編 21.2.1 及び検査要領 R 編 R21.2.1 制定日から施行								

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
14*	船体防汚システム規則一部改正案 (AFS 関連の提出書類)	制定日から施行				○			
15*	シップリサイクル規則及び関連検査要領制定案並びに登録規則及び同細則並びに国際条約による証書に関する規則、鋼船規則 A 編、高速船規則及び強化プラスチック船規則一部改正案 (シップリサイクル条約)	2025 年 6 月 26 日から施行					○		
16*	鋼船規則 B 編及び関連検査要領並びに旅客船規則検査要領一部改正案 (塗装検査員の資格及び製品安全データシートの名称)	2026 年 1 月 1 日から施行					○	○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
17*	鋼船規則 C 編一部改正案 (水密戸の統一解釈)	次のいずれかに該当する船舶に適用 (1) 2025年7月1日以降に建造契約が行われる船舶 (2) 2025年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶(建造契約がない場合) (3) 2028年1月1日以降の引渡しが行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船も含む)	—					○	
18*	鋼船規則 R 編及び関連検査要領並びに旅客船規則検査要領一部改正案 (RORO 旅客船及び貨物船の車両積載区域, 特殊分類区域及びロールオンロールオフ区域に対する火災対策)	鋼船規則 R 編 29 章 2026年1月1日に起工又は同等段階にある船舶に適用	—					○	
		鋼船規則検査要領 B 編 B.1.1.3 及び旅客船規則検査要領 2 編 1 章及び 7 編 4 章 2026年1月1日から施行							
19*	鋼船規則 R 編及び関連検査要領一部改正案 (貨物船の制御場所に要求される固定式火災探知警報装置の配置)	2026年1月1日に起工又は同等段階にある船舶に適用	—					○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
20*	鋼船規則 GF 編及び関連検査要領並びに高速船規則検査要領, 旅客船規則検査要領及び内陸水路航行船規則検査要領一部改正案 (IGF コードの改正 (MSC.551(108)関連) )	2026年1月1日から施行					○		
21*	鋼船規則 GF 編, N 編及び関連検査要領並びに高速船規則検査要領, 旅客船規則検査要領及び内陸水路航行船規則検査要領一部改正案 (GF 編及び N 編の適用明確化)	鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.7.1 2025年7月1日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—			○			
		その他 2025年7月1日から施行							
22*	国際条約による証書に関する規則及び安全設備規則並びに関連検査要領一部改正案 (電子傾斜計)	2026年1月1日から施行					○		
23*	鋼船規則 A 編, I 編及び安全設備規則並びに関連検査要領一部改正案 (小型船舶等への極海コードの適用)	2026年1月1日から施行 (ただし, 施行日前に起工又は同等段階にある船舶については, 2027年1月1日から適用)					○		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
24*	鋼船規則 H 編，高速船規則及び内陸水路航行船規則並びに関連検査要領一部改正案 (無停電電源装置及び制御弁式シール形鉛蓄電池)	(1) 鋼船規則 H 編附属書 3.3.3(3) 2025 年 7 月 1 日以降に承認申込みのあった無停電電源装置又は 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される無停電電源装置に適用							
		(2) 上記(1)以外の改正 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるベント形蓄電池，制御弁式シール形鉛蓄電池及び半導体電力変換装置に適用	—			○		○	
25*	鋼船規則 H 編一部改正案 (蓄電池システムに関する要件)	2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 ただし，船舶の所有者からの申出により先取りで適用可	—			○			
26*	鋼船規則 D 編及び H 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非常電源の傾斜要件等)	(1) 鋼船規則 D 編及び H 編 2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
		(2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 2026 年 1 月 1 日以降に使用承認の申込みのあった自動化機器及び装置に適用							

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
27*	鋼船規則 H 編及び関連検査要領並びに旅客船規則検査要領一部改正案 (ケーブル敷設における火災に対する考慮)	2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—			○		○	
28*	鋼船規則 B 編及び O 編並びに関連検査要領一部改正案 (IP コードに関する日本籍船舶要件及び検査要件)	制定日から施行							○
29*	鋼船規則 B 編一部改正案 (ハッチカバーの効力試験)	制定日から施行				○			
30	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領一部改正案 (MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈(二酸化炭素放出抑制関連))	2025年7月1日から施行					○		
31*	鋼船規則 R 編, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領及び船舶用原動機放出量確認等規則並びに同実施要領一部改正案 (低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等)	(1) 鋼船規則 R 編及び関連検査要領 2026年1月1日から施行 (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領及び船舶用原動機放出量確認等規則並びに同実施要領 2025年8月1日から施行					○		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
32*	バラスト水管理設備規則及び関連検査要領一部改正案 (水バラストの電子記録簿)	2025年10月1日から施行					○		○
33*	鋼船規則C編及び関連検査要領一部改正案 (点検設備の点検及び整備に係る統一解釈)	制定日から施行					○		

1. 表中の\*は、国土交通大臣の認可対象となるものです。
2. 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。